

第 2 2 期 第 4 0 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火）午後 3 時 3 0 分
- 2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 地下 1 階「サファイア」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	会長代理	二本柳 勝
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	東 田 義 廣
	〃	松 下 誠四郎
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	宮 野 昭 一
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	栽培・資源管理グループ 総括主幹	白 板 孝 朗
	技師	澤 田 篤
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第40回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第40回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、荒谷委員と木村委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から補足説明させていただきます。

資料の方は、1ページ目をめくっていただくというか、議案第1号の裏の方になりますけども、2ページ目を御覧いただければと思います。

いつものように漁業魚種、それから、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数について説明させていただきます。

2ページ目、1件だけですけども。

こちらは、今回は、ほっきがい雑けた網漁業でございます。

操業区域が東共第3号ということで、漁業を営む者の資格として、八戸市南浜漁協の組合員行使権者でございます。

許可すべき数は7隻となっております。

これが、今回の県の方からの補足説明でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第2号について説明いたします。

議案第2号 資料1を御覧ください。

当該漁業に係る委員会指示につきましては、平成26年から継続して発動されているものであります。昨年に引き続き県農林水産部長から委員会会長あて、発動依頼があったものです。

操業制限の概要は、昨年と同様となっていますので省略し、本文のみ読み上げます。

このことについて、多種漁業が輻輳する本県東部海区における当該漁業の操業による紛争の未然防止と漁業調整の円滑な運用を図ることを目的として、昨年同様、下記のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動してくださるようお願いいたします。となっております。

また、資料１の裏になります、２ページ目につきましては、制限区域が図示されております。区域、期間、内容とも昨年と同様となっております。

県からの依頼の内容は以上となっております、次に資料２の方を御覧ください。
県からの依頼を受け、公示する委員会指示案となります。

前段を読み上げます。

東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示

青森県東部海区漁業調整委員会指示第１１号

青森県東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業について、漁業法第１２０条第１項の規定により次のとおり指示する。

令和６年１２月○日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以降の内容は、資料１と全く同じで、昨年までと同じ内容となっております。日時だけ変えております。

なお、県報登載にあたりまして、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで、併せて御承認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

県の方からは、今、事務局の方から説明したとおりでございますので、県の方からは、特段補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任いたします。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項の「東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示違反について」を事務局から報告を願います。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、報告事項につきまして説明いたします。

まず、報告事項資料の6ページ目を御覧ください。

昨年、令和5年12月20日に東部海区委員会指示第10号として東部海区管内におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示を発出しております。

内容は、先ほど議案第2号で御審議いただいたものと同じでございます。

次に資料、戻りまして1ページ目を御覧ください。

令和6年11月28日付けで県から委員会指示第10号の違反を確認したという報告がありました。内容につきましては、5隻のまぐろはえなわ漁業船が区域を委員会指示で禁止している海域ではえなわ漁業を行っていたというものでございます。

2ページから4ページにわたって、この報告の詳細が記載されております。

説明の方は省略させていただきます。

次に８ページ目、資料の一番最後を御覧ください。

令和４年１月に委員の皆様の御了解を得た違反事案への処分方針となっております。

この処分方針の１において、委員会指示違反の報告が県からあった場合、事務局として会長に一報するとともに、会長一任で直ちに違反者に対し指導文書を発出し、後日、委員会に顛末を報告すると定められております。

この報告に基づきまして、１１月２８日付けで違反者に対し、東部海区委員長名による指導文書を発出しております。発出した文書につきましては、５ページにその写しを付けております。

こういう形で違反漁船の所有者に対して指導文書を発出して指導をしております。

また、同じく、この所属漁協につきましても、その旨通知し、違反者に対する指導、それから再発防止を依頼しております。

事務局からの報告は以上です。

なお、本資料につきましては、個人情報等が記載されておりますので、取扱いにつきましては、御留意くださるようお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いします。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問もないようですので、それでは、本日、予定していた議事を全て終了し、これもちまして、第２２期第４０回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後１時４５分